

## 各水系における計画高水位の設定について

計画高水位は、河川管理上の基準とする水位の一つであり、この水位以下で計画高水流量を安全に流下させることができるようにする河川整備や、橋梁などの許可工作物設置に際して考慮すべき基準の一つとなるものである。

計画高水位の設定は、一般的には、背後地の土地利用状況や地盤高、河道の状況や地質条件、過去の洪水履歴、河川整備の経緯等のうち各河川毎の事情に応じて必要な事項を勘案すべきものであるが、過去に大規模な災害を発生させた洪水における実績水位（痕跡水位）の最高位を踏まえて設定されている河川が多い。

今回の検討対象水系については、

手取川：昭和 9 年洪水の実績水位の最高位から設定

櫛田川：県計画の値を採用

肱 川：昭和 1 8 年洪水の実績水位の最高位から設定

筑後川：昭和 2 8 年洪水の実績水位の最高位から設定

なお、計画高水位を上げると、災害発生時の被害ポテンシャルを増加させることや内水排除がより困難になることなどの問題を生じさせることから、実績洪水の最高水位を極力上回らないよう設定することを基本としている。

また、河道計画の見直しに際しては、河川管理上の継続性等から既往の計画高水位を踏襲することが一般的であり、今回の 4 水系における河川整備基本方針（案）の検討に際しても、踏襲することとしている。

→資料 3 - 1 ~ 3 - 4 を参照